

確定申告の時期が近づいてきました。初めての方にも簡単で間違い知らずのe-Taxや、免税事業者からインボイス発行事業者になられた方の消費税の申告などについて、本年7月に加古川税務署長に着任された一色署長にお話を伺いました。

初めてでも簡単！ 確定申告はe-Taxで！

スマホ・パソコン申告で翌年以降もっとラクラク！

播州地域の勤務は30年ぶり、久しぶりに幼少の頃から慣れ親しんだ播州弁に包まれて、地域の方々の温かさを感じながら仕事をさせて頂いています。この30年間で様々な物や社会システムが進化、変容し、税務申告も手書きからスマホやパソコンを使ったe-Tax利用が可能となり、自動計算機能によって申告誤りが激減し、税務署等に出向くことなく、様々な手続きが自宅からできるようになっていきます。スマホのカメラで給与所得の源泉徴



加古川税務署
いっしき ひろみ
署長 一色 広己 さん

収票を読み取ることで、記載された金額等を申告書に自動反映したり、前年にスマホ申告された方であれば、そのデータを取り込み、数値を改めるだけで、簡単に申告書が作成できます。同様に青色申告決算書や収支内訳書も作成でき、それ以外にも右ページ図1の様々な利点があります。さらに、マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーを経由でふるさと納税や保険料、医療費通知情報などの申告に必要な各種証明書等のデータを一括取得して、確定申告書の該当項目へ自動入力ができるので、控除証明書等の集計や1件ずつ入力する手間が不要です。

インボイス発行事業者の方は消費税の申告を忘れずに

免税事業者からインボイス発行事業者になられた方は、基準期間の課税売上高（2年前の年間の売上金額）が1,000万円以下であっても、消費税の申告が必要です。ご注意ください。

確定申告をするためには、3つの手順があります。①事業に関する取引関係資料を令和5年9月30日までと同年10月1日以降（または登録日前後）に区分する。②税率ごと（8%と10%）に区分する。③確定申告書の作成をする。確定申告書作成の際は、事前に「課税取引金額計算表」を作成しておく、スムーズに作成できます。様式

は、国税庁HPからダウンロードできますし、「確定申告書等作成コーナー」から作成することもできますので、是非ご活用ください。消費税の確定申告も、e-Taxがより便利です。

消費税申告の計算方法については、右ページ図2「計算イメージ」にあるとおり、免税事業者がインボイスの登録申請を行った場合に適用できる、(c)「2割特例（納税額を売上税額の2割とする方法）」のほか、(a)「一般課税制度」、(b)「簡易課税制度」の3つの計算方法があります。「確定申告書等作成コーナー」を利用していただきますと、申告される方の(a)~(c)のうち最も有利な方法を自動的に計算してくれます。大変便利です。是非ご利用ください。

申告書の提出先が変更！

税務署の内部事務センター化により、郵送等による申告書等の提出先（送付先）が加古川税務署から変更となっております。右ページ図3の「送付先」をご確認ください。

また確定申告会場は、昨年と変更はなく「加古川総合文化センター」に開設します。ただし、日曜日は、2月25日の1日のみの開設となります。インボイス導入初年度でもあり、例年以上に混雑が予想されますので、スマホ申告等のご利用をお勧め致します。